徳島県告示第554号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第17条第１項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第２項の規定により次のとおり公示する。

令和８年11月６日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　知事指定薬物の名称等

⑴　化学名　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン（通称　５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）及びその塩類

⑵　化学名　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン（通称　Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）及びその塩類

⑶　化学名　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート（通称　２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）及びその塩類

２　効力が失われた理由

１に掲げる知事指定薬物は、条例第２条第５号に掲げる薬物に該当するに至ったため

３　効力が失われた日

令和８年11月６日